

住民票・印鑑証明等の証明書コンビニ交付サービス（コンビニ交付）

コンビニ交付

宮古島市では、市民の方を対象に、平成 29 年 4 月 3 日よりマイナンバーカード（個人番号カード）を使用して、全国のコンビニエンスストアで「住民票」「印鑑登録証明書」「戸籍」「戸籍附票」「所得課税証明書」が取得できます。

マルチコピー機（キオスク端末）にマイナンバーカードをセットして、利用者証明用電子証明書の暗証番号を照合します。

利用できる時間

毎日 6 時 30 分～23 時 00 分（コンビニエンスストア店舗営業時間内に限る。）

※年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日）及びシステムメンテナンス日は利用できません。

取得できる証明書及び手数料

種 類	各種証明書に関する注意事項
住民票謄本・抄本 【手数料】 1 通 200 円	<ul style="list-style-type: none">最新の証明書のみでの交付となります。住民票コード及びマイナンバー（個人番号）は記載できません。全て「省略」と記載されます。除かれた住民票（除票）は交付できません。「世帯主氏名・続柄」「本籍・筆頭者」の記載の有無をご自身で選択していただきます。世帯の中に転出予定の方がいる場合など、証明書が発行できない場合があります。
印鑑登録証明書 【手数料】 1 通 200 円	<ul style="list-style-type: none">事前に印鑑登録をしていること。転出予定の方は、証明書の発行はできません。
戸籍謄本・抄本 【手数料】 1 通 450 円	<ul style="list-style-type: none">戸籍の異動に係る手続きをしていると、証明書が発行できない場合があります。除籍謄本・抄本、改正原戸籍謄本・抄本、身分証明書等は交付できません。
戸籍附票 【手数料】 1 通 200 円	<ul style="list-style-type: none">住所変更手続中や戸籍の異動に係る手続きをしていると、証明書が発行できない場合があります。
所得課税証明書 【手数料】 1 通 200 円	<ul style="list-style-type: none">賦課期日（1 月 1 日）とコンビニ交付サービス利用日いずれも宮古島市に住民登録がある方が取得できます。調整控除額及び税額調整措置額は、記載されません。記載が必要な方は市役所窓口か郵送にて請求ください。

- ※無料になる事由で証明書を取得したい場合は、市民課及び各出張所窓口で申請してください。
- ※コンビニで取得された証明書の返金・交換はできませんので、内容をご確認のうえご利用ください。

【注意事項】

- ※マイナンバー交付申請時に「利用者証明用電子証明」搭載をしない方はご利用になれません。
- ※暗証番号がわからないまたは3回以上間違えてロックがかかった場合や暗証番号を忘れた場合は、市民課窓口でお手続きください。
- ※戸籍届または住所異動届出後は、新しい内容が住民票に反映されるまでに時間がかかります。
- ※「マイナンバーカードを取得した日」または「新たに宮古島市民になった方は転入届をした日」から、2営業日後にサービスの利用ができます。
- ※市民課窓口で印鑑登録証明書を取得する場合は、印鑑登録証（カード）が必要です。
(マイナンバーカードでは取得できません)

証明書取得方法

コンビニのマルチコピー機の操作方法（外部リンク） lg-waps.go./01-01.html